北塩原村農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員
推薦・募集要項

現在の農業委員会委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員の任期が令和８年７月１９日で満了となるため、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）に基づき、新しい農業委員及び農地利用最適化推進委員を次のとおり募集いたします。

１　推薦及び募集の対象

（１）農業委員

（２）農地利用最適化推進委員

※　農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦・応募の手続は同時に行うことができ、それぞれの候補者になれますが、任命の時点で両方を兼務することはできません。

また、両委員に推薦（応募）をし、どちらかを優先したい意向がある場合は推薦（応募）申込書の推薦（応募）の理由の欄に「農業委員（農地利用最適化推進委員）を優先する」旨記入してください。

２　職務内容

（１）農業委員

①　農業委員会の総会に出席し、農地法や他の法令に基づき、農地の権利に係る許可等に関して審議を行います。また、審議に関連する現地調査を行います。

②　農地利用最適化推進委員と連携して、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する活動を行います。

（２）農地利用最適化推進委員

①　農業委員と連携して、担当する区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する現場活動を行います。

②　必要に応じて、農業委員会の総会に出席し、担当する区域内の案件等について意見を述べます。また、審議に関連する現地調査に協力します。

３　募集人数

（１）農業委員　７人

※　法律の規定により、定数の過半数を認定農業者とすることとされており、また、青年・女性を積極的に登用します。

※　農業分野以外の方の意見を反映させるために、農業委員会の所掌に属する事項に関して利害関係を有しない者を１人以上募集します。

なお、「利害関係を有しない者」とは、特別な資格を求めるものではなく、農業に従事していない広範な方が該当します。

（２）農地利用最適化推進委員　６人

（内訳：北山地区２人、大塩地区２人、桧原地区１人、裏磐梯地区１人）

４　任期

（1）農業委員

令和８年７月２０日～令和１１年７月１９日（３年間）

（2）農地利用最適化推進委員

農業委員会から委嘱された日～令和１１年７月１９日（３年間）

５　報酬

（1）農業委員

年額１７２，０００円　＋　能率給

（2）農地利用最適化推進委員

年額１３８，０００円　＋　能率給

※　能率給：村委員会全体の活動実績、成果実績により支給されます。

６　身分

両委員とも北塩原村の特別職の非常勤職員となります。

７　募集方法

（1）一般推薦（農業者等２名以上が連名で推薦）

（2）農業者が組織する団体等からの推薦

（3）個人による応募

８　推薦・応募資格

（1）推薦を受ける者または応募する者の資格

①　農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

②　農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

（2）応募資格のない者

①　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

②　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

※　法令等により、兼職が禁止されている者は応募することができません。（例：固定資産評価審査委員会員（農業委員のみ）、教育委員会委員（農業委員のみ）、人事委員会委員　等）

９　募集期間及び提出方法

（1）募集期間は、令和８年３月２日(月)～令和８年３月３１日(火)

（2）推薦・募集要項及び応募用紙等は、農業委員会事務局（産業課）、裏磐梯合同庁舎（観光課窓口）、桧原出張所に備え付けています。村ホームページからもダウンロードできます。

（3）応募用紙は、募集期間内に下記まで直接持参いただくか、郵送（令和８年３月３１日必着）で提出してください。なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

提出先（問い合わせ） 〒９６６－０４８５ 福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作３１５１番地　　北塩原村農業委員会事務局宛て 電話番号　０２４１－２３－１３３４

１０　選考方法

（1）農業委員

提出いただいた書類を審査し、必要に応じて選考委員会を開催して選考いたします。

※　選考された方は、村議会同意により村長が農業委員として任命いたします。

（2）農地利用最適化推進委員

提出いただいた書類を審査し、農業委員会総会において選考いたします。

※ 選考された方は、改選後の農業委員会が委嘱いたします。

１１．選考結果の通知

選考結果の通知は、推薦を受けた者及び応募した者全員に書面にて通知いたします。

１２．情報の公表

募集期間の中間・募集終了後に、ホームページにて下記に関する事項を公表いたします。なお、これらは、農業委員会等に関する法律施行規則第６条及び第１２条の規定により公表されることをご了承願います。

① 推薦する者（個人）については、「氏名」、「職業」、「年齢」、及び「性別」

② 推薦する者（法人または団体）については、「名称」、「目的」、「代表者の氏名」、「構成員の数」、「構成員たる資格」、「その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項」

③ 推薦を受ける者または応募する者については、「氏名」、「職業」、「年齢」、「性別」、「経歴」及び「農業経営の状況」

④ 農業委員の推薦を受ける者または応募する者が認定農業者であるか否か

⑤ 推薦または応募の理由

⑥ 農業委員の推薦を受ける者が、農地利用最適化推進委員の推薦を受けているか、また、応募する者が農地利用最適化推進委員に応募しているか

⑦ 農地利用最適化推進委員の推薦を受ける者が、農業委員の推薦を受けているか、また、応募するものが農業委員に応募しているか

⑧ 推薦を受けた者の数及び農業委員の場合には、そのうちの認定農業者の数

⑨ 応募した者の数及び農業委員の場合には、そのうちの認定農業者の数